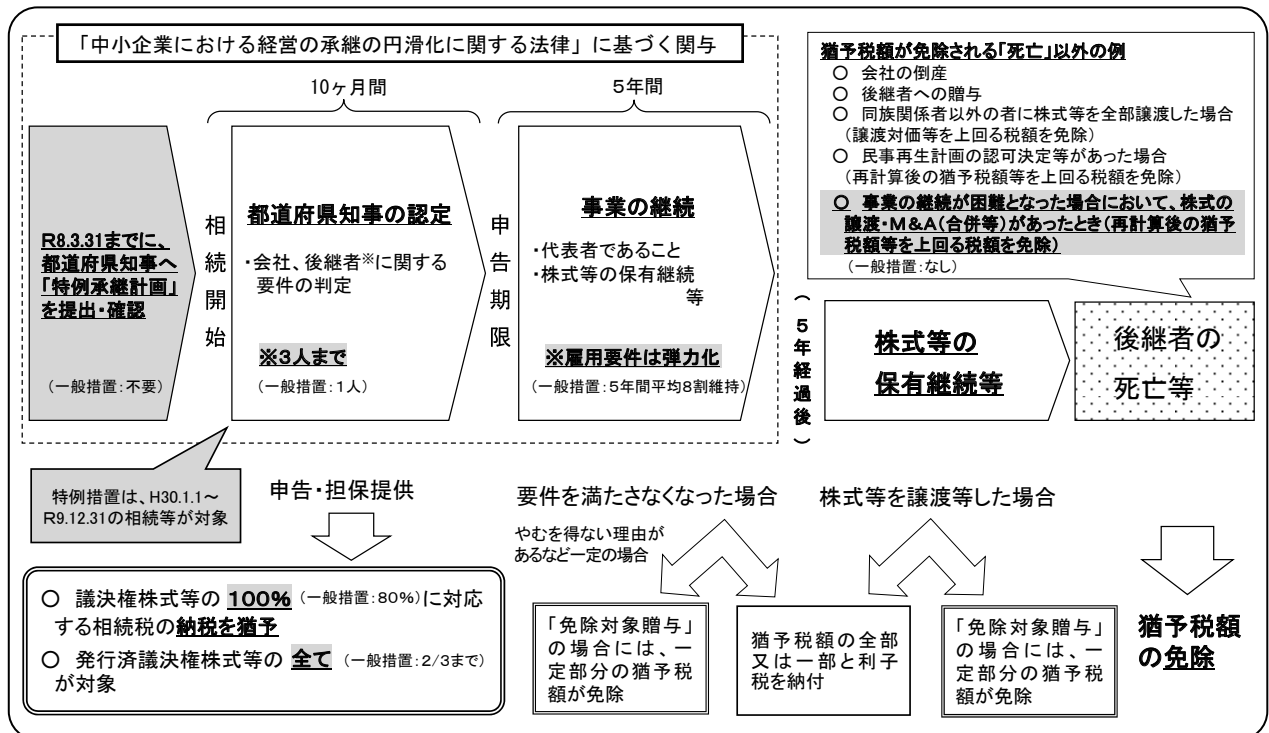


(9) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等

この特例等には、租税特別措置法第70条の7の5から第70条の7の8までの各規定による措置（「特例措置」といいます。）と租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの各規定による措置（「一般措置」といいます。）の2つの制度があり、その概要は、次の図のとおりです。

なお、特例措置については、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年間の制度とされています。



(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 【平成30年4月1日から令和8年3月31日まで】	不要
適用期限	次の期間の相続等・贈与 【平成30年1月1日から令和9年12月31日まで】	なし
対象株数 ^(注1)	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	相続等: 80%、贈与: 100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 ^(注2)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から18歳以上の者への贈与 (租税特別措置法第70条の2の8等)	60歳以上の贈与者から18歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与 (相続税法第21条の9・租税特別措置法第70条の2の6)

(注) 1 議決権に制限のない株式等に限りします。

2 雇用確保要件を満たさなかった場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「円滑化省令」といいます。)第20条第3項に基づき、要件を満たさなかった理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。なお、当該報告書及び確認書の写しは、継続届出書(35ページのE、38ページのD参照)の添付書類とされています。

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等【特例措置】

1 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6） 【特例措置】

（「申告書第8の2の2表、第8の2の2表の付表1、3、第8の7表、第8の8表」90、91、92ページ参照）

（イ） 制度のあらまし

円滑化法の認定^{（注1、2）}を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人又は受遺者（以下「特例経営承継相続人等」といいます。）が、被相続人から非上場会社の株式又は出資（以下「非上場株式等」といいます。）を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの制度の適用に係る相続等による取得^{（注3）}及びその取得の日から特例経営承継期間^{（注4）}の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続等による取得に限ります。）をし、その会社を経営している場合には、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、特例対象非上場株式等^{（注5）}に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され（以下猶予される相続税額を「特例株式等納税猶予税額」といいます。）、特例経営承継相続人等が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます（免除される主な場合については、次の「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」を参照してください。）。

ただし、免除されるまでに、特例対象非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度のあらまし等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にも掲載されておりますので、是非ご覧ください。

【掲載場所】「ホーム>刊行物等>パンフレット・手引>相続税・贈与税関係>相続税・贈与税の特例のあらましなど>非上場株式等の納税猶予及び免除の特例」

（注）1 「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第12号又は第14号の事由に限ります。）をいいます。なお、円滑化法の認定を受けるためには、原則として、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成30年4月1日から令和8年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第1号の都道府県知事の確認を受ける必要があります。

2 円滑化法の認定、特例承継計画の提出・確認のための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

3 特例経営承継相続人等が、その会社の非上場株式等について、最初に「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、その適用に係る贈与による取得となります。

4 「特例経営承継期間」とは、この制度の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限[※]の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける特例経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 特例経営承継相続人等の最初のこの制度の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限[※]の翌日以後5年を経過する日

② 特例経営承継相続人等の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限[※]の翌日以後5年を経過する日

※ 災害等により申告期限の延長がされる場合には、その延長後の申告期限となります。

5 「特例対象非上場株式等」とは、相続等により取得した非上場株式等（議決権に制限のないものに限ります。）で相続税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるものをいいます。

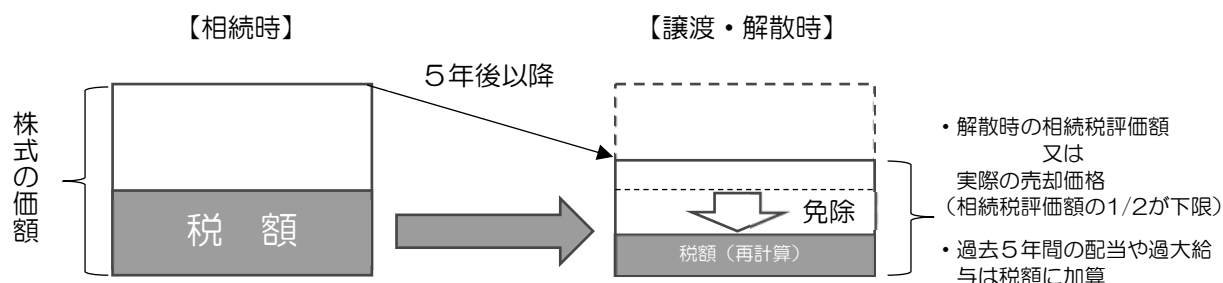
◎ 特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

①	特例経営承継相続人等が死亡した場合
②	特例経営承継期間内に、特例経営承継相続人等が、身体障害等のやむを得ない理由により、特例対象非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった場合において、租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定に基づき、特例対象非上場株式等を会社の後継者に贈与した場合
③	特例経営承継期間の末日の翌日以後に、特例経営承継相続人等が特例対象非上場株式等を租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定に基づき会社の後継者に贈与をした場合
④	特例経営承継期間の末日の翌日以後に、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 イ 特例経営承継相続人等が特例対象非上場株式等に係る会社の株式又は出資（以下「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）した場合（その特例経営承継相続人等と特別の関係がある者^(注2)以外の一定の者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による認可を受けた計画（再生計画の認可の決定に準ずる一定の計画を含みます。）に基づき株式等を消却するために行う場合に限り、）で、その譲渡等があった時における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額^(注3)と一定の配当等の額との合計額が譲渡等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき ロ 特例対象非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例経営承継相続人等と特別の関係がある者以外のものであり、かつ、その合併に際し、吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限り、）で、その合併が効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額^(注3)と一定の配当等の額との合計額が合併の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき ハ 特例対象非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（他の会社が特例経営承継相続人等と特別の関係がある者以外のものであり、かつ、その株式交換等に際し、他の会社の株式等の交付がない場合に限り、）で、その株式交換等が効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額^(注3)と一定の配当等の額との合計額が株式交換等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき
⑤	特例経営承継期間の末日の翌日以後に、特例対象非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合
⑥	特例経営承継期間の末日の翌日以後に、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合（会社の事業の継続が困難な事由^(注4)が生じた場合に限り、32ページの（参考）参照。）^(注5) イ 特例経営承継相続人等が特例対象非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合（特例経営承継相続人等と特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限り、）において、譲渡等の対価の額をこの制度の適用に係る相続等により取得をした特例対象非上場株式等の相続の開始の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が譲渡等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき ロ 特例対象非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例経営承継相続人等と特別の関係がある者以外のものである場合に限り、）において、合併対価の額をこの制度の適用に係る相続等により取得をした特例対象非上場株式等の相続の開始の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が合併の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき ハ 特例対象非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例経営承継相続人等と特別の関係がある者以外のものである場合に限り、）において、交換等対価の額をこの制度の適用に係る相続等により取得をした特例対象非上場株式等の相続の開始の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が株式交換等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき ニ 特例対象非上場株式等に係る会社が解散をした場合において、解散の直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額をこの制度の適用に係る相続等により取得をした特例対象非上場株式等の相続の開始の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が解散の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき
⑦	特例経営承継期間の末日の翌日以後に、特例対象非上場株式等に係る会社について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において会社の有する資産につき一定の評定が行われた場合

- (注) 1 免除に際しては、①に該当することとなった日から6か月以内、②又は③に該当することとなった場合には、特例対象非上場株式等の贈与を受けた会社の後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の期限内申告書を提出した日から6か月以内、④から⑥までのいずれかに該当することとなった日から2か月以内、⑦に該当することとなった場合には、認可の決定があった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。なお、特例経営承継期間内にこれらの事由に該当した場合には、円滑化法の報告が必要な場合もありますので、詳しくは会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。
- 2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます（以下①において同じです。）。
- 3 ④のイからハまでに掲げる場合における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額が、その譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額より小さい金額である場合には、その対価の額になります。
- 4 「会社の事業の継続が困難な事由」とは、次に掲げるものをいいます。
- (1) 直前事業年度（⑥のイからニまでのいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいいます。）及びその直前の3事業年度（直前事業年度の終了の日の翌日以後6か月を経過する日後にこれらの場合に該当することとなった場合には、2事業年度。②において同じです。）のうち2以上の事業年度において、その会社の経常損益金額がマイナスであること。
- (2) 直前事業年度及びその直前の3事業年度のうち2以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額^{*}が、その各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。
- ※ 「平均総収入金額」とは、総収入金額（総収入金額のうち営業外収益及び特別利益以外のものをいいます。）をその総収入金額に係る事業年度の月数で除して計算した金額をいいます（以下この(2)及び(3)において同じです。）。
- (3) 次に掲げる事由のいずれか（直前事業年度の終了の日の翌日以後6か月を経過する日後に⑥のイからニまでのいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる事由）に該当すること。
- イ その会社の直前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額 $\geq$ 直前事業年度の平均総収入金額 $\times 6$
- ロ その会社の直前事業年度の前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額 $\geq$ 直前事業年度の前事業年度の平均総収入金額 $\times 6$
- (4) 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。
- イ 判定期間^{*}における業種平均株価 $<$ 前判定期間における業種平均株価
- ロ 前判定期間における業種平均株価 $<$ 前々判定期間における業種平均株価
- ※ 「判定期間」とは、その会社の直前事業年度の終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいいます。
- (5) 特例経営承継相続人等が心身の故障その他の事由により会社の業務に従事することができなくなったこと。
- 5 ⑥のイからハまでに掲げる場合における譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額が、その時の特例対象非上場株式等の時価に相当する金額の2分の1以下である場合には、2分の1が限度となります。なお、この場合には、譲渡等の時から2年を経過する日において譲渡等の時に雇用されていた者の半数以上の雇用が維持されているなど、その譲渡等に係る会社の事業が継続されているときには、その経過する日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出することにより、実際の対価の額に基づき計算した猶予税額との差額が、追加で免除される措置があります。
- 6 災害^{*}により一定の被害を受けた特例対象非上場株式等に係る会社、又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかの事由に該当したことによる一定の特例対象非上場株式等に係る会社について、特例株式等納税猶予税額が免除される措置があります。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）に係る災害等に関する措置の概要」を参照してください。
- ※ 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

(参考) 事業の継続が困難な事由が生じた場合の特例株式等納税猶予税額の免除について

特例経営承継期間の経過後に、会社の事業の継続が困難な事由（前ページの(注)4参照）が生じた場合において「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る非上場株式等の譲渡等をしたとき（30ページの表⑥欄のイからニ参照）は、その対価の額（譲渡等の時の時価に相当する金額の2分の1が下限になります。前ページの(注)5参照）を基に猶予税額を再計算し、再計算した税額と一定の配当等の金額との合計額が直前の特例株式等納税猶予税額に満たない場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付します。）。



(ロ) この制度の適用を受けるための要件（117、118 ページ参照）

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

A 被相続人の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	下記②以外の場合
要件	次のイからハまでの要件を全て満たすこと イ 相続開始前のいずれかの日において会社の代表権^(注1)を有していたことがあること ロ 相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総株主等議決権数^(注2)の50%超の議決権数^(注2)を保有し、かつ、特例経営承継相続人等となる者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと ハ 被相続人が相続開始の直前に代表権を有していなかった場合には、ロのほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、ロと同様の保有状況であったこと
②	相続開始の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がいる場合 イ 会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」、この制度又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている者 ロ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第1号に定める者から「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。） ハ 上記①の要件を満たす者からこの制度の適用に係る相続等により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）
要件	会社の非上場株式等を有していたこと

(注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（次のBにおいて同じです。）。

2 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（次のB及びCにおいて同じです。）。

B 特例経営承継相続人等の要件

特例経営承継相続人等は、被相続人からこの制度の適用に係る相続等により会社の非上場株式等を取得した人で、次のいずれにも該当する人^(注1)であること。

①	相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
②	相続開始の時において、その者及びその者と特別の関係がある者が会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有していること
③	次のイ又はロの場合に応じ、それぞれの要件を満たすこと イ その非上場株式等を取得した者が1人の場合 相続開始の時において、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その者と特別の関係がある者（その者以外の「非上場株式等についての贈与税

③	の納税猶予及び免除の特例」、この制度又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。)のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと ロ その非上場株式等を取得した者が2人又は3人の場合 相続開始の時に、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数が、会社の総株主等議決権数の10%以上であること及びその者と特別の関係がある者のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと
④	相続開始の時から申告期限(申告期限までにその者が死亡した場合は、その死亡の日)まで引き続き特例対象非上場株式等の全てを保有していること
⑤	会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けていないこと
⑥	円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社のその確認に係る円滑化省令第16条第1号ロに規定する特例後継者であること
⑦	相続開始の直前において会社の役員であったこと(被相続人が70歳未満で死亡した場合又は相続開始の直前において後継者が都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に記載されている場合を除きます。)(注2)

- (注) 1 該当する人が2人又は3人以上ある場合には、その会社が定めた2人又は3人までに限ります。
- 2 災害等(租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。次のCにおいて同じです。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が同法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件が不要とされます。

C 会社の要件

制度の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	「円滑化法の認定」を受けていること
②	相続開始の時に、常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、制度の対象となる会社の特別関係会社(注1)が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合(注2)には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
③	資産管理会社(注3)に該当しないこと
④	風俗営業会社(注4)に該当しないこと
⑤	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。)(注5)
⑥	租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号イからハまでに掲げる者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと
⑦	中小企業者(注6)であること
⑧	相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産がある場合において、相続開始の時に、その資産の価額(注7)の合計額が会社の資産の価額の合計額の70%以上としないこと
⑨	会社の特定特別関係会社(注8)が非上場会社に該当すること
⑩	会社の特定特別関係会社(注8)が風俗営業会社に該当しないこと
⑪	会社の特定特別関係会社(注8)が中小企業者であること

- (注) 1 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいい、特例対象非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者の親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。)をいいます。

2 その会社又はその会社との間に支配関係（その会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式等を有する場合に限りです。

3 「資産管理会社」とは、租税特別措置法第70条の7の6第2項第3号に規定する資産保有型会社^{※1}又は同項第4号に規定する資産運用型会社^{※2}をいいます。

なお、⑦相続開始の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付け（特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者に対する貸付けを除きます。）などの業務を行っていること、⑧相続開始の時に特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の常時使用する従業員の数が5人以上であること、⑨相続開始の時に特例経営承継相続人等が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません（次ページのFにおいて同じです。）。

※1 「資産保有型会社」とは、相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内に特定資産^{※3}の保有割合が会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社をいいます。

ただし、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの日において会社に係る特定資産^{※3}の保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、除かれます。

なお、上記の「特定資産の保有割合」の判定に当たり、「特定資産」の合計額及び「帳簿価額の総額」には、5年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者がその会社から受けた剰余金の配当等の額がある場合は、その額を含みます。

2 「資産運用型会社」とは、相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から納税の猶予に係る期限が確定する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日までの期間内のいずれかの事業年度における特定資産^{※3}からの運用収入の割合が総収入金額の75%以上の会社をいいます。

ただし、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことによりその期間内に終了するいずれかの事業年度における会社に係る特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事業年度の開始の日からその事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は、除かれます。

3 「特定資産」とは、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限りです。）、現金・預貯金等（特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資金を含みます。）をいいます。

4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

5 相続開始の日がその相続開始の日の属する事業年度の末日である場合には、その相続開始の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。

6 「中小企業者」とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。

7 その会社が相続開始の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その相続開始の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。

8 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいい、特例対象非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者と生計を一にする親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。

9 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、③の要件が不要とされます。

D 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**相続税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出**するとともに特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（特例対象非上場株式等でなくても差し支えありません。）を**提供**する必要があります。

（注）1 特例対象非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局（供託所）に供託し、法務局（供託所）から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。

なお、株券が発行されていない場合には、次に掲げる書類を提出することにより、株券を発行することなく非上場会社の株式を担保として提供することができます。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予（担保の提供に関するQ&A）」を参照してください。

株券が発行されていない場合の担保提供関係書類
・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※ 質権設定後に、会社法第149条第1項の書面及び印鑑証明書（その書面に押印したもの）を提出する必要があります。

E 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている特例経営承継相続人等は、特例株式等納税猶予税額が免除されるまで又は特例株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**特例経営承継期間内は毎年、特例経営承継期間の経過後は3年ごとに**、引き続いてこの制度の適用を受ける旨及び特例対象非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した**届出書**（この届出書を「**継続届出書**」といいます。）に、**一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この制度の適用が打ち切れ、特例株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

F 特例株式等納税猶予税額の納付

① 特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税額は、特例株式等納税猶予税額の免除事由（30ページ参照）に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

（主な場合）

a	特例対象非上場株式等について譲渡等があった場合
b	特例経営承継期間内に特例経営承継相続人等が代表者でなくなった場合
c	会社が資産管理会社に該当した場合
d	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

② 利子税

上記①により納付する相続税額については、相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の利子税特例基準割合^{（注）}が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数は切捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%）が適用されます。

（算式）

$$3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{(注)}}{7.3\%}$$

（注） 「利子税特例基準割合」については、27ページの②の※を参照してください。

③ 特例経営承継期間の経過後に特例株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

特例経営承継期間の経過後に前ページの①に該当（一定の事由に限りま）し、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、前ページの②の利子税のうち特例経営承継期間の利子税については、その割合が年零パーセントに軽減されます。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）

【特例措置】

贈与税の申告において、会社の後継者が贈与を受けた一定の非上場株式等（議決権に制限のないものに限りま）に対応する贈与税額を一定の要件の下に非上場株式等の贈与者が死亡する日等まで納税を猶予する制度です。この制度の適用を受けた非上場株式等は、原則として贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされ、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。

なお、その際、「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等について「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8）」の適用を受けることができます。詳しくは次の[2]をご覧ください。

[2] 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8）【特例措置】

（「申告書第8の2の2表、第8の2の2表の付表2、3、第8の7表、第8の8表」90、92ページ参照）

（イ） 制度のあらまし

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（上記参照）の適用を受ける株式等（株式又は出資をいいます。）は、その制度の適用に係る贈与者（以下「特例贈与者」といいます。）の死亡の際、受贈者（以下「特例経営相続承継受贈者」といいます。）が特例贈与者から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされます。その際、都道府県知事の円滑化法の確認^{（注1）}を受ける会社の株式等を相続等により取得したものとみなされた特例経営相続承継受贈者がその会社を営営していく場合には、その特例経営相続承継受贈者が納付すべき相続税のうち、特例対象相続非上場株式等^{（注2）}に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます（以下猶予される相続税額を「特例株式等納税猶予税額」といいます。）。)

この特例株式等納税猶予税額は、特例経営相続承継受贈者が死亡した場合等に該当したときは、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、特例対象相続非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度の概要は、上記のとおりですが、この制度の適用を受ける株式等が免除対象贈与^{（注3）}により取得したものである場合には、この「[2] 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

この制度のあらまし等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にも掲載されておりますので、是非ご覧ください。

【掲載場所】「ホーム>刊行物等>パンフレット・手引>相続税・贈与税関係>相続税・贈与税の特例のあらましなど>非上場株式等の納税猶予及び免除の特例」

（注）1 この制度の適用を受けるためには、円滑化法に基づき、会社が都道府県知事の「円滑化法の確認」[※]を受ける必要があります。

なお、「円滑化法の確認」[※]を受けるためには、原則として、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。この確認を受けるための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

※ 「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第13条第4項又は第5項において準用する同条第1項の確認をいいます。

2 「特例対象相続非上場株式等」とは、相続等により取得したものとみなされる特例対象受贈非

上場株式等のうち相続税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるものをいいます。

- 3 「免除対象贈与」とは、特例贈与者に対する「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（44ページ参照）の適用に係る贈与が、その贈与をした者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものをいいます。

◎ 特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

この制度に係る特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合については、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」に係る免除事由（30ページの「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」参照）と同様です。詳しくは税務署にお尋ねください。

(ロ) この制度の適用を受けるための要件（121、122ページ）

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

A 特例経営相続承継受贈者の要件

特例経営相続承継受贈者は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている人で、次のいずれにも該当する人であること。

①	相続開始の時に、会社の代表権 ^(注1) を有していること
②	相続開始の時に、その者及びその者と特別の関係がある者 ^(注2) がその会社の総株主等議決権数 ^(注3) の50%超の議決権数 ^(注3) を保有し、かつ、これらの者（その者以外の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又はこの制度の適用を受ける者を除きます。）の中でその者が最も多くの議決権数を保有していること

(注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます。

2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません。

B 会社の要件

制度の対象となる会社は、次のいずれにも該当する会社であること。

①	「円滑化法の確認」を受けていること
②	相続開始の時に、常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、制度の対象となる会社の特別関係会社 ^(注1) が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合 ^(注1) には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
③	資産管理会社 ^(注1) に該当しないこと
④	非上場会社に該当すること ^(注2)
⑤	風俗営業会社 ^(注1) に該当しないこと
⑥	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限り、）が零を超えること ^(注1)
⑦	租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号イからハまでに掲げる者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと
⑧	会社の特定特別関係会社 ^(注1) が非上場会社に該当すること ^(注2)
⑨	会社の特定特別関係会社 ^(注1) が風俗営業会社に該当しないこと

(注) 1 「特別関係会社」、「外国会社に該当する場合」、「資産管理会社」、「風俗営業会社」、「総収入金額が零を超えること」及び「特定特別関係会社」については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」に係る会社の要件におけるこれらの用語の意義に準じたものとされています（33ページのC参照）。

2 この制度の適用に係る特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が次の(1)又は(2)のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、④及び⑧の要件は不要とされます。

- (1) 特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- (2) 特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続の日の属する年分の相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 3 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をしたとみなされた特例対象相続非上場株式等に係る会社が同法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、③の要件は不要とされます。

C 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**相続税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出**するとともに特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（特例対象相続非上場株式等でなくても差し支えありません。）を**提供**する必要があります。

- （注）1 特例対象相続非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
- 2 非上場会社の株式を担保として提供する場合の手続については、35ページのDを参照してください。

なお、相続等により取得したとみなされた株式等に係る「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に関する免除届出書については、その制度についての特例贈与者の死亡の日から10か月以内に特例経営相続承継受贈者の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります。

D 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている特例経営相続承継受贈者は、特例株式等納税猶予税額が免除されるまで又は特例株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**特例経営相続承継期間**^{（注）}内は毎年、特例経営相続承継期間の経過後は3年ごとに、引き続いてこの制度の適用を受ける旨及び特例対象相続非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した**届出書**（この届出書を「**継続届出書**」といいます。）に**一定の書類を添付して提出**しなければなりません。

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この制度の適用が打ち切れ、特例株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

- （注）「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間にその贈与に係る特例贈与者について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日から次に掲げる日のいずれか早い日又はその贈与に係る特例経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

- ① 特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
 - ② 特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
- ※ 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

E 特例株式等納税猶予税額の納付

① 特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税額は、特例株式等納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

（主な場合）

a	特例対象相続非上場株式等について譲渡等があった場合
b	特例経営相続承継期間内に特例経営相続承継受贈者が代表者でなくなった場合

c	会社が資産管理会社に該当した場合
d	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

② 利子税

35ページの②を参照してください。

③ 特例経営相続承継期間の経過後に特例株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

36ページの③を参照してください。

ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除等【一般措置】

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2）【一般措置】

（「申告書第8の2表、第8の2表の付表1、2、4、第8の7表、第8の8表」92ページ参照）

（イ） 制度のあらまし

円滑化法の認定^{（注1）}を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人又は受遺者（以下「経営承継相続人等」といいます。）が、被相続人から非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得（経営承継期間^{（注2）}の末日までに相続税の申告書の提出期限が到来する相続等に限りです。）をし、その会社を運営していく場合には、経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、対象非上場株式等^{（注3）}に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます（以下猶予される相続税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この株式等納税猶予税額は、経営承継相続人等が死亡した場合等に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、対象非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

なお、この制度は、被相続人から相続等により取得をした対象非上場株式等に係る会社の株式等について、この制度の適用を受けている他の経営承継相続人等又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている経営承継受贈者（租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者を除きます。）若しくは「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（44ページの②参照）の適用を受けている経営相続承継受贈者がある場合（この制度の適用を受けようとする人が経営承継受贈者又は経営相続承継受贈者である場合を除きます。）には、適用を受けることはできません。

この制度のあらまし等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にも掲載されておりますので、是非ご覧ください。

【掲載場所】「ホーム＞刊行物等＞パンフレット・手引＞相続税・贈与税関係＞相続税・贈与税の特例のあらましなど＞非上場株式等の納税猶予及び免除の特例」

（注）1 「円滑化法の認定」とは、円滑化法第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第8号又は第10号の事由に限りです。）をいいます。

なお、都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。この認定を受けるための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

2 「経営承継期間」とは、この制度の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 経営承継相続人等の最初のこの制度の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日

② 経営承継相続人等の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日

※ 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

- 3 「対象非上場株式等」とは、相続等により取得した非上場株式等（議決権に制限のないものに限り、）で相続税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるもの（一定の部分に限られます。次ページのD参照）をいいます。

◎ 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

この制度に係る株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合については、会社の事業の継続が困難な事由が生じた場合に係る免除事由（30ページの⑥）を除いて、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」に係る免除事由（30ページの「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」参照）と同様です。詳しくは税務署にお尋ねください。

(ロ) この制度の適用を受けるための要件

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

A 被相続人の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	下記②以外の場合
要件	次のイからハまでの要件を全て満たすこと イ 相続開始前のいずれかの日において会社の代表権 ^(注1) を有していたことがあること ロ 相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者 ^(注2) がその会社の総株主等議決権数 ^(注3) の50%超の議決権数 ^(注3) を保有し、かつ、経営承継相続人等となる者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと ハ 被相続人が相続開始の直前に代表権を有していなかった場合には、ロのほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、ロと同様の保有状況であったこと
②	この制度の適用を受けようとする者が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合 イ 会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」、この制度又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている者 ロ 租税特別措置法施行令第40条の8第1項第1号に定める者から「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。） ハ 上記①の要件を満たす者からこの制度の適用に係る相続等により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）
要件	会社の非上場株式等を有していたこと

(注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（次のBにおいて同じです。）。

2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます（次のB及びCにおいて同じです。）。

3 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（次のBにおいて同じです。）。

B 経営承継相続人等の要件

経営承継相続人等は、被相続人からこの制度の適用に係る相続等により会社の非上場株式等を取得した人で、次のいずれにも該当する人^(注1)であること。

①	相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
②	相続開始の時に、その者及びその者と特別の関係がある者がその会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中でその者が最も多くの議決権数を保有していること
③	相続開始の時から申告期限（申告期限までにその者が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き対象非上場株式等の全てを保有していること

④	会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けていないこと
⑤	相続開始の直前において会社の役員であったこと（被相続人が70歳未満で死亡した場合を除きます。） ^(注2)

- (注) 1 該当する人が2人以上ある場合には、その会社が定めた1人に限ります。
- 2 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。次のCにおいて同じです。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした対象非上場株式等に係る会社が同法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑤の要件が不要とされます。

C 会社の要件

制度の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	「円滑化法の認定」を受けていること
②	相続開始の時ににおいて常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、制度の対象となる会社の特別関係会社 ^(注1) が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合 ^(注1) には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
③	資産管理会社 ^(注1) に該当しないこと
④	風俗営業会社 ^(注1) に該当しないこと
⑤	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限り。）が零を超えること ^(注1)
⑥	経営承継相続人等以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと
⑦	中小企業者 ^(注1) であること
⑧	相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産がある場合において、相続開始の時ににおけるその資産の価額 ^(注1) の合計額が会社の資産の価額の合計額の70%以上とならないこと
⑨	会社の特定特別関係会社 ^(注1) が非上場会社に該当すること
⑩	会社の特定特別関係会社 ^(注1) が風俗営業会社に該当しないこと
⑪	会社の特定特別関係会社 ^(注1) が中小企業者であること

- (注) 1 「特別関係会社」、「外国会社に該当する場合」、「資産管理会社」、「風俗営業会社」、「総収入金額が零を超えること」、「中小企業者」、「資産の価額」及び「特定特別関係会社」については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」に係る会社の要件におけるこれらの用語の意義に準じたものとされています（33ページのC参照）。
- 2 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、③の要件は不要とされます。

D 制度の適用対象となる非上場株式等の数

この制度の適用対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に次の表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も次の表に準じます。）。

「a」・・・経営承継相続人等が相続等により取得した非上場株式等の数

「b」・・・経営承継相続人等が相続開始前から保有する非上場株式等の数

「c」・・・相続開始の時ににおける会社の発行済株式等の総数

区 分	制度の適用対象となる非上場株式等の限度数
$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	経営承継相続人等が相続等により取得した非上場株式等の数（ a ）
$a + b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から経営承継相続人等が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数（ $c \times \frac{2}{3} - b$ ）

（注） 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、

2 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において1株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

E 過去に特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の贈与を受けている場合

相続人等が被相続人から過去に「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合で、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を相続人等の住所地を所轄する税務署に提出しているなど一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、その被相続人に係る相続税の申告に際し、一定の数又は金額を限度として、この制度の適用を選択することができます。

なお、「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の全部についてこの制度の適用を受けない場合には、これらの株式等だけでなく、相続等により取得したこれらの株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてもこの制度の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

（注） 1 「特定受贈同族会社株式等」とは、贈与を受けた人（相続人等）が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（平成21年改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。

2 「特定同族株式等」とは、次のi及びiiの株式等をいいます。

i 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の制度の適用を受ける旨の記載があるものに限り、）

ii 平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるiの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したiの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（iの株式等を除きます。）

3 この制度の適用を受ける人を除き、「特定受贈同族会社株式等」について、この制度の適用を選択しない場合には、原則として、従前どおり、「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」（22ページの(7)参照）の規定を適用することができます。

4 「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」についてこの制度を適用する場合のその他の要件については税務署にお尋ねください。

なお、「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（29ページの[1]参照）の適用を受けることはできません。

F 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**相続税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保（対象非上場株式等でなくても差し支えありません。）を提供**する必要があります。

（注） 1 対象非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

2 非上場会社の株式を担保として提供する場合の手続等については35ページのDを参照してください。

G 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている経営承継相続人等は、株式等納税猶予税額が免除されるまで又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**経営承継期間内は毎年、経営承継期間の経過後は3年ごとに、**引き続いてこの制度の適用を受ける旨及び

対象非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した届出書（この届出書を「継続届出書」といいます。）に一定の書類を添付して提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出がない場合には、原則として、この制度の適用が打ち切られ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

H 株式等納税猶予税額の納付

① 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税額は、株式等納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

(主な場合)

a	対象非上場株式等について譲渡等があった場合
b	経営承継期間内に経営承継相続人等が代表者でなくなった場合
c	従業員数確認期間 ^(注1) の末日において、当該期間の平均で、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」又はこの制度の適用に係る最初の贈与又は相続開始時の雇用の8割 ^(注2) を維持できなかった場合
d	会社が資産管理会社に該当した場合
e	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

(注) 1 「従業員数確認期間」とは、対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」又はこの制度の適用を受けるために提出する最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

2 8割の計算に当たり1人未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とし、その贈与又は相続開始時の常時使用する従業員の数が1人であるときは、1人とされます。

3 災害^{*}により一定の被害を受けた対象非上場株式等に係る会社、又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかの事由に該当した一定の対象非上場株式等に係る会社について、株式等納税猶予税額が免除される措置があります。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）に係る災害等に関する措置の概要」を参照してください。

また、cに該当することでその相続税額を納付することとなった場合において、納税猶予の期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由があるなど、一定の要件を満たしているときには、申請により、延納又は物納が認められます。詳しくは税務署にお尋ねください。

※ 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

② 利子税

35ページの②を参照してください。

③ 経営承継期間の経過後に株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

36ページの③を参照してください。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】

贈与税の申告において、会社の後継者が贈与を受けた一定の非上場株式等（議決権に制限のないもので一定の部分に限ります。）に対応する贈与税額を一定の要件の下に非上場株式等の贈与者が死亡する日等まで納税を猶予する制度です。この制度の適用を受けた非上場株式等は、原則として贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされ、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。

なお、その際、「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等（一定の部分に限られます。）について「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4）」の適用を受けることができます。詳しくは次の[2]をご覧ください。

2 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4）【一般措置】

（「申告書第8の2表、第8の2表の付表3、4、第8の7表、第8の8表」92ページ参照）

（イ） 制度のあらまし

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（上記参照）の適用を受ける株式等（株式又は出資をいいます。）は、その制度の適用に係る贈与者の死亡の際、受贈者（以下「経営相続承継受贈者」といいます。）が贈与者から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされます。その際、都道府県知事の円滑化法の確認^{（注1）}を受ける会社の株式等を相続等により取得したものとみなされた経営相続承継受贈者がその会社を経営していく場合には、その経営相続承継受贈者が納付すべき相続税のうち、対象相続非上場株式等^{（注2）}に係る課税価格の80％に対応する相続税の納税が猶予されます（以下猶予される相続税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。この株式等納税猶予税額は、経営相続承継受贈者が死亡した場合等に該当したときは、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、対象相続非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

なお、この制度は、被相続人から相続等により取得をした株式等（租税特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続等により取得したものとみなされたものを含みます。）に係る会社の株式等について、この制度の適用を受けている他の経営相続承継受贈者又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている経営承継受贈者若しくは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（39ページの[1]参照）の適用を受けている経営承継相続人等がある場合（この制度の適用を受けようとする人が経営承継受贈者又は経営承継相続人等である場合を除きます。）には、適用を受けることはできません。

また、この制度の概要は、上記のとおりですが、この制度の適用を受ける株式等が免除対象贈与^{（注3）}により取得したものである場合には、この「2 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

この制度のあらまし等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にも掲載されておりますので、是非ご覧ください。

【掲載場所】「ホーム>刊行物等>パンフレット・手引>相続税・贈与税関係>相続税・贈与税の特例のあらましなど>非上場株式等の納税猶予及び免除の特例」

（注）1 この制度の適用を受けるためには、円滑化法に基づき、会社が都道府県知事の「円滑化法の確認」※を受ける必要があります。

なお、「円滑化法の確認」※を受けるためには、原則として、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。この確認を受けるための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

※ 「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の確認をいいます。

2 「対象相続非上場株式等」とは、相続等により取得したものとみなされる対象受贈非上場株式等のうち相続税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるもの（一定の部分に限られます。46ページのC参照）をいいます。

- 3 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者に対する「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与が、その贈与をした者の同条第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものをいいます。

◎ 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

この制度に係る株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合については、会社の事業の継続が困難な事由が生じた場合に係る免除事由（30ページの⑥）を除いて、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」に係る免除事由（30ページの「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」参照）と同様です。

（ロ） この制度の適用を受けるための要件

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

A 経営相続承継受贈者の要件

経営相続承継受贈者は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受け、次のいずれにも該当する人であること。

①	相続開始の時ににおいて、会社の代表権 ^{（注1）} を有していること
②	相続開始の時ににおいて、その者及びその者と特別の関係がある者 ^{（注2）} がその会社の総株主等議決権数 ^{（注3）} の50%超の議決権 ^{（注3）} を保有し、かつ、これらの者の中でその者が最も多くの議決権数を保有していること

（注）1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます。

2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8の4第7項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません。

B 会社の要件

制度の対象となる会社は、次のいずれにも該当する会社であること。

①	「円滑化法の確認」を受けていること
②	相続開始の時ににおいて常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、制度の対象となる会社の特別関係会社 ^{（注1）} が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合 ^{（注1）} には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
③	資産管理会社 ^{（注1）} に該当しないこと
④	非上場会社に該当すること ^{（注2）}
⑤	風俗営業会社 ^{（注1）} に該当しないこと
⑥	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限り、）が零を超えること ^{（注1）}
⑦	経営相続承継受贈者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと
⑧	会社の特定特別関係会社 ^{（注1）} が非上場会社に該当すること ^{（注2）}
⑨	会社の特定特別関係会社 ^{（注1）} が風俗営業会社に該当しないこと

（注）1 「特別関係会社」、「外国会社に該当する場合」、「資産管理会社」、「風俗営業会社」、「総収入金額が零を超えること」及び「特定特別関係会社」については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」に係る会社の要件におけるこれらの用語の意義に準じたものとされています（33ページのC参照）。

2 この制度の適用に係る経営相続承継受贈者に係る贈与者が次の(1)又は(2)のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、④及び⑧の要件は不要とされます。

(1) 経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

(2) 経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続の日の属する年分の相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

3 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。）が発生した

日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をしたとみなされた対象相続非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合に該当するときは、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、③の要件は不要とされます。

C 制度の適用対象となる(非上場)株式等の数

この制度の適用対象となる(非上場)株式等の数は、次のa、bの数を基に次の表の区分の場合に応じた数が限度となります(持分会社の場合も次の表に準じます。)

「a」・・・相続開始の時ににおける会社の発行済株式又は出資の総数又は総額

「b」・・・経営相続承継受贈者が対象贈与^(注1)の直前において有していた会社の(非上場)株式等の数又は金額(対象贈与があった時から相続開始の直前までの間に対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の12第1項に定める事由により対象受贈非上場株式等の数又は金額が増加又は減少している場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)

区 分	適用対象となる株式等の限度数
対象受贈非上場株式等の対象贈与の直前において、経営相続承継受贈者が有していた会社の(非上場)株式等がある場合	$a \times \frac{2}{3} - b$
対象受贈非上場株式等の対象贈与の直前において、経営相続承継受贈者が有していた会社の(非上場)株式等がない場合	$a \times \frac{2}{3}$

(注) 1 「対象贈与」とは、相続等により取得したとみなされた株式等の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与をいいます。

2 「(非上場)株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、ます。

3 $a \times \frac{2}{3}$ の計算において1株(円)未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

D 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**相続税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保**(対象相続非上場株式等でなくとも差し支えありません。)を提供する必要があります。

(注) 1 対象相続非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

2 非上場会社の株式を担保として提供する場合の手続等については、35ページのDを参照してください。

なお、相続等により取得したとみなされた株式等に係る「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」に関する免除届出書については、その制度についての贈与者の死亡の日から10か月以内に経営相続承継受贈者の納税地を所轄する税務署に提出が必要です。

E 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている経営相続承継受贈者は、株式等納税猶予税額が免除されるまで又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**経営相続承継期間^(注)内は毎年、経営相続承継期間の経過後は3年ごとに**、引き続いてこの制度の適用を受ける旨及び対象相続非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した**届出書**(この届出書を「**継続届出書**」といいます。)**に一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この制度の適用が打ち切れ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

(注) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間にその贈与に係る贈与者について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日から次に掲げる日のいずれか早い日又はその贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日

② 経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用

に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限[※]の翌日以後5年を経過する日
※ 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

F 株式等納税猶予税額の納付

① 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税額は、株式等納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

(主な場合)

a	対象相続非上場株式等について譲渡等があった場合
b	経営相続承継期間内に経営相続承継受贈者が代表者でなくなった場合
c	従業員数確認期間 ^(注1) の末日において、当該期間の平均で、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る最初の贈与又は相続開始時の雇用の8割 ^(注2) を維持できなかった場合
d	会社が資産管理会社に該当した場合
e	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

(注) 1 「従業員数確認期間」とは、対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるために提出する最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

2 8割の計算に当たっては43ページのHを参照してください。

3 災害[※]により一定の被害を受けた対象相続非上場株式等に係る会社、又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかの事由に該当したことによる一定の対象相続非上場株式等に係る会社について、株式等納税猶予税額が免除される措置があります。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）に係る災害等に関する措置の概要」を参照してください。

また、cに該当することでその相続税額を納付することとなった場合において、納税猶予の期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由があるなど、一定の要件を満たしているときには、申請により、延納又は物納が認められます。詳しくは税務署にお尋ねください。

※ 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

② 利子税

35ページの②を参照してください。

③ 経営相続承継期間の経過後に株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

36ページの③を参照してください。